平成２８年（フ）第１５１３号
さいたま市浦和区仲町２丁目17番19号　大長荘202
破産者　岸田　英昭
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７２号
さいたま市見沼区東大宮６丁目18番地４　グリーンパレス東大宮202号室
破産者　田山　真也
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６１号
さいたま市緑区太田窪３丁目10番７―203号
破産者　宮本　和実
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
高知県室戸市元甲2318番地２
破産者　北岡　数則
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第２０４５号
札幌市西区八軒10条西４丁目７番８号
破産者　村山　謙一
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５９号
札幌市清田区北野３条５丁目13番18号　グランドソレイユ201号
破産者　一木　　一
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
札幌市中央区南４条西15丁目１番28―605号
破産者　中野　宏行
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８号
宮城県石巻市泉町３丁目７番34号
破産者　高橋　光成
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
宮城県石巻市鹿妻南１丁目１番５―533号、前住所宮城県石巻市桃浦字向３番地
破産者　田邉まゆみ
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
茨城県ひたちなか市西光地２丁目１番地14、開始決定時の住所茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎1658番地
破産者　長洲　政次
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３号
新潟県胎内市東牧726番地43
破産者　小野　　徹
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１４８号
金沢市光が丘１丁目115番地
破産者　種本　弘晃
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５３号
静岡県浜松市東区大蒲町87番地の９グランドヒルズ浜松Ⅰ501、前住所静岡県浜松市東区天龍川町303番地の３ジェイハイム東浜松1016
破産者　鈴木　博幸
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４５４号
静岡県浜松市中区高林３丁目１番28号
破産者　飯尾　郁充
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８号
静岡県浜松市西区入野町20012番地の１、前住所静岡県浜松市中区大工町53番地
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９２８号
名古屋市中区松原１丁目12―37　メゾン・ド・アビーム202号室、住民票上の住所名古屋市天白区八事山517番地　荘苑八事ビラージュ弐番館201号
破産者　小野アリサ
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１４号
名古屋市中区千代田２丁目18番７号　ライオンズマンション鶴舞812号
破産者　伊藤誉里子
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３８号
愛知県あま市上萱津白髭16番地　ピュアーハイツⅠ103号、従前の住所愛知県あま市上萱津北ノ川３番地２　スペリア甚目寺Ⅱ107号
破産者　坂野　元春
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部